公告 第 592 号 令和 7 年 7 月 18 日

公告

日本 NCR 健康保険組合 理事長 中川 安正

組合規約の一部変更(新規適用事業所)について

事業所追加に伴う組合規約の一部変更について、関東信越厚生局より認可されましたので 公告します。

記

1.規約第4条(事業所の名称及び所在地)

「キャスタル株式会社 埼玉県所沢市」の後に「NJテクノロジー株式会社 神奈川県横浜市」を加える。

2.規約第10条第2項(互選議員の選挙区及び議員数) 第4区の選挙区の範囲にNJテクノロジー株式会社を加える。

但し、第 10 条の改定規約にかかわらず、議員であるものは新選挙区から選出されたものとみなす。

· 適用年月日 令和7年7月1日

以上

## ■新旧条文対照表

新条文			旧条文				
(事業序 第4条	所の名称及び所在地) この組合が設立されている事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。 日本NCRコマース株式会社 東京都中央区		(事業所 第4条	日本NCRコマース株式会社東京都中央区			
	NSK株式会社 日本NCRビジネスソリューション株式会社 日本NCRサービス株式会社 日本ソルテック株式会社 グローバルソリューションサービス株式会社 SocioFuture株式会社 有限会社ピーズ・ジェイ 日本テラデータ株式会社 日本NCR健康保険組合 日本ATMビジネスサービス株式会社 CREASNO株式会社 キャスタル株式会社 NJテクノロジー株式会社	東京都中央区 神奈川県海老名市		NSK株式会社 日本NCRビジネスソリ 日本NCRサービス株式 日本ソルテック株式会 グローバルソリューシ SocioFuture株式会社 有限会社ピーズ・ジェ 日本テラデータ株式会 日本NCR健康保険組合 日本ATMビジネスサー CREASNO株式会社 キャスタル株式会社	社 ョンサービス株式会社 イ 社	東京都中央区 神奈川県海老名市	
			以下略以下略				
<u> </u>			第4区				
			以下略以下略				

附則 この改定規約は、令和7年7月1日から施行する。

但し、第10条の改定規約にかかわらず、議員であるものは新選挙区から選出されたものとみなす。